

# 二重学年制の研究

## —成城小学校における二重学年制と進級システム—

谷 脇 由季子

### はじめに

本稿は、成城小学校において、1917（大正6）年の開校当初から1933（昭和8）年まで行われていた二重学年制について、その根底にあった思想とその実態を明らかにすることを目的としている。

二重学年制というのは、非常に特殊な教育形態であり、戦前において一時期に、しかもかなり限定的に行われていたものである。しかし、そこには就学年限と卒業年齢、学齢問題、あるいは中学校や高等女学校などとの接続問題など、子どもと家庭、あるいは学校と社会に関するさまざまな問題を含みこんでいた。また、特に大正期を中心とする時期には、二重学年制をめぐって教育界においてさまざまな議論が起こっており、教員たちは学校教育において二重学年制を採用するべきであるとの考えを持つに至っていた。しかし、周知の如く、現実に二重学年制を採用する学校はほとんどなかった。

そのような社会的状況の中で、成城小学校はどうして二重学年制を採用しようとしたのか、そしてその後どのような経緯をたどって、最終的に1933（昭和8）年を最後に廃止してしまったのか。本稿においては、そうした点について、澤柳政太郎の二重学年制についての考えと、成城小学校での実際について、当時の言動やデータ、あるいは当時の教員たちの証言をもとに、明らかにしていこうと思う。

### 1. 二重学年制とは何か

#### (1) 二重学年制の制定の意図

本題に入る前に、まず二重学年制についての先行研究と、全体の歴史的経緯についてみていきたい。

二重学年制についての先行研究は、渡部宗助『日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究』<sup>(1)</sup>と柏木敦「義務教育段階における二重学年制に関する研究」<sup>(2)</sup>および「小学校における二重学年制の導入と実施状況：大正期富山市における秋季学年制」<sup>(3)</sup>があげられる。さらに、多和田真理子「飯田尋常高等学校における「大正自由教育」の試み」<sup>(4)</sup>も、小さい論文ながら非常に示唆に富むものである。

二重学年制は、制度的には、1909（明治42）年4月に出された文部省令第12号による小学校令施行規則第25条の改正から始まった。そこでは、小学校の学年が4月1日から翌年の3月31日までとすること、小学校の学年は府県知事が定めることという従来の条文に加えて、「前項ニ依ル学年ノ外、土地ノ状況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置ク事ヲ得」という条文が追加された。

しかし、制度的には1941（昭和16）年に国民学校令が施行されるまで存続していたとはいえ、実際には二重学年制の採用の「普及状況および程度は極めて限定的であった」らしい<sup>(5)</sup>。

しかも、二重学年制実施の計画があったにもかかわらず、結局実施に至らなかったという事例もある。

たとえば、帝塚山学院では、1917（大正6）年の創設当初、二重学年制採用の意図があったことが『帝塚山学院四十年史』に次のように紹介されている。

続いて、社会を驚かせたのは、秀才教育論と二重学年制の問題である。この二者は共に府学務当局の干渉によって、実践は途中で挫折したけれども、識者の注目をひいた。（中略）

二重学年制も、児童心身の発達の実際に、能う限り親切に即応しようとするものであって、児童をよりよき教育的施設によって、その成長を助長しようとするとき、必然的に考慮されるものであるが、これまた小学校令施行規則第二十五条第三項に該当するものではないとして、我が学院の計画は不許可になったのである<sup>(6)</sup>。

この「小学校令施行規則第二十五条第三項」がまさに追加された部分であるが、私立学校の設置については府県知事権限の範疇であるため、ここには帝塚山学院の設置自治体である大阪府の明確な意図——私立であっても二重学年制を認めないという——が見て取れるのではないかと思われる。

そもそも、この二重学年制の制定は、小学校制度の大々的な改革を意図したものでなく、結局のところ、義務教育延長という大改革によって現実に学校教育の現場で起こるであろう問題への対応策、つまりそれは、柏木によれば「義務教育年限延長に伴う中途退学者発生への懸念、初等教育段階における早期入学希望の傾向、これら義務教育年限延長実施によって展望された二つの課題への対応であり、4年から6年へと延長した義務教育期間をスムーズに浸透させるための緩衝材」<sup>(7)</sup>ともいえるものであったようである。そのように考えれば、二重学年の一方の学年である秋季学年は、「あくまで義務教育就学への傍系のチャンネルに過ぎなかった」<sup>(8)</sup>ことも当然であろう。したがって、二重学年制そのものは、そもそも学校全体で12学級以上の小学校、つまり同一学年で複数の学級がある大規模な小学校が1899（明治42）年段階で全体の約10%程度しかないことから鑑みて、当時の感覚からいえば、大多数の市町村にとって「必要性もメリットも見いだせない制度」<sup>(9)</sup>というのも当然であったといわざるを得ない状況にあったといえる。

## (2) 澤柳政太郎の二重学年制への反対とその理由

ところで澤柳は、文部省の出した二重学年制に対して、当初は一貫して反対の姿勢をとっていた。その理由は、先行研究によれば主に以下の6点にまとめられる。

- ① 春季学年と秋季学年の人数バランスの問題。秋季学年を9月進級とすることにより、その恩恵にあずかることのできるのは、4月2日から9月1日までの約5ヶ月の間に出生した児童のみであり、それは同学年児童全体の12分の5、約33万人に過ぎない。しかも、二重学年制の実施は1学年に2学級以上に編成する小学校を基本としているので、結局対象となる児童はさらに減って33万人のうち3万3千人となり、それ以外の児童と合わせると非常

に不均衡となる。

- ② 学校事務の問題。二重学年制を採用することにより、学校の事務が煩雑になる。
- ③ 就学事務の問題。年二回となる新入生の就学事務が煩雑になる。
- ④ 教科書の問題。春季学年用と秋季学年用の二種類を作成、準備する必要があるが、その点はいかがか。
- ⑤ 学級数増加の問題。結果的に学級数が増える。
- ⑥ 中学校との連絡の問題。秋季学年の児童の卒業は7月の夏休み前となるが、中学校は二重学年を採用していないため、約半年の空白ができる。したがって、中学校も二重学年を採用しない限り、小学校のみでは意味がない。<sup>(10)</sup>

この反対理由を見る限り、澤柳の反論は教育行政上の観点からすれば至極真つ当なもので、教育制度上の問題や学校の事務的問題や教科書といったことを問題視したのであるが、議論は全くかみ合わなかった。

実際、この明治42年の改正による二重学年制は、ほとんど普及することなく失敗に終わるのであるが、大正3年に、就学年限をそれまでの6歳以上から、5歳9ヶ月に繰り上げるという案が教育調査会において諮問されることとなった。

果たして、澤柳はまたしても反対の論陣を張った。その反対理由は、

- 一、標準が曖昧である
- 二、今日迄の経過を知らぬ迂遠な説である
- 三、手続き上について感心出来ぬ

というものであった<sup>(11)</sup>。

とくに、3点目の手続き上の問題については、澤柳は他の雑誌でも次のように痛烈に批判している。

今一つ当局の態度に対して賛成の出来ぬことは、教育界の世論を無視した点である。若し如斯ことをやつて見ようとならば、先ず教育の実際家の意見を聞いて見る必要がある。即ち、帝国教育会や各府県教育会の世論を問ふて見ようし、又全国師範学校の意見を聞いて見るがよい、而して後、変更の必要を認めた上ならばよいが、突如としてあゝいふ問題を出して、単に教育調査会にかけて、急遽之を決せんとするが如き態度に対しては決して賛成が出

来ぬ。

文部省は、曾て二重学年制を定めたことがある。当時余は、帝国教育会の雑誌の上で反対して、時の局長松村君と数次議論をした。この二重学年制の如きも、之を一般教育者に囂らずして、唯、文部省の一二のものが机上で考へた事を直に実行せんとしたから、失敗に終つたのである。夫れと同様に今突如法令を変更して、其の覆徹を踏み失敗を重ねるにも及ぶまい。地方には、種々の情弊もある事故、文部当局諸氏は、實際教育家の意見を重んじ、慎重なる態度を有つて貫ひ度いものである。従つて、此の問題は、一時御預りにして置くがよからうと思ふ。<sup>(12)</sup>

これを見れば、澤柳が文部省の提唱した二重学年制に対してかたくななまでに反対した理由が明確にわかる。

つまり、この二重学年制の問題に関していえば、文部省が教員たちに対する調査研究の上で提唱されたものではなく、義務教育年限の延長という制度改革によって起き得るさまざまな問題、それも教育上のというより経済上の問題を想定して、それに対して事前に打った対応策、ないしは弥縫策であると、澤柳が判断したからである。したがって、そこには現実の子どもに対する教育的配慮が全く見出せなかったのではないか。そして大正期に入って、全く同じことが、今度は就学年限の問題として提唱されたのである。

さらにその手続きとして、「文部省の一二のもの」が原案を作製し、それを教育調査会という諮問委員会にかけて法令の変更を行ったということこそが、澤柳の反対の大きな理由であつたと考えられるのである。

澤柳は、教育についての研究は、その主著『實際教育学』を紐解くまでもなく、教育の現実から出発しなければならないことを常日頃から説いていた。彼自身は、少なくとも自分が普通学務局長なり文部次官であつた時に携わつた教育改革については、先に綿密な調査研究を行い、それを基に制度改革をしてきたという自負があつた。それが、最近では改革という名の結論ありきで、そのもととなるべき「實際教育家」つまり、実際に日々教壇に立つて子どもたちと接している教師たちの現実から生じたものではないという不満が、この文章には如実に表れている。

二重学年制についても、東西の高等師範学校において研究は行われていない。

なぜそうした研究は行われなかったのか。高等師範学校というのは初等教育研究のための機関ではなかったか。あるいは、こうした不満が、澤柳をして研究調査を行うための小学校を自ら作り、教師自身の手によって日本の教育をよりよいものに改革したいという想いに駆り立てたのではないかと推察することもできるのである。

## 2. 成城小学校における二重学年制

ここまで確認したとおり、澤柳が文部省の提示した二重学年制に反対していたのは、あくまで教育の論理からかけ離れた論であったことと、手続き上の問題であった。つまり、二重学年制が子どもの発達や能力の向上にどのように影響を与えるかという教育学上の根本的な問題については、判断を保留しているのである。しかし、二重学年制の問題は、子どもの発達に即した教育を学校教育にどのように組み込むかということを考える上で、非常に興味深い問題であったと思われる。

そこで、澤柳は「教育改善の実験室試験室」として「研究改善の結果、正しいと見極めが付いたなら、それを広く天下の学校に行はれるやうにしたい」<sup>(13)</sup>と期待した成城小学校において、以前から就学年限について発言している三島通良を衛生顧問として、まさに「実験」してみたのである。

ここでは、成城小学校における二重学年制への期待と実際について見てみよう。

### (1) 子どもの能力に従った進級への期待

いわゆる「創設趣意」の四綱領には入っていないが、成城小学校の大きな特徴として、開校年次より二重学年制を採用していたことが挙げられる。その理由は次のとおりに述べられている。

尚本校では二重学年を編成し、秋季にも入学を許可したいと思つて居る。僅か二三日のことで、一箇年就学を延期せられ、苦痛を感じて居る父兄は少なくない。かゝるものゝ為めに二重学年を作るのは今日最も必要なることであらうと思ふ<sup>(14)</sup>

これを読むと、明らかに澤柳は二重学年制を肯定している。しかしその理由は、

子どもの発達の上から、満6歳での小学校入学に限りなく近づけることにあった。成城小学校は小規模学校であり、一から新たに創設する学校であるがゆえに、学校事務や教科書等については一括で準備できるので、問題はなかったと思われる。

さらに、成城小学校の顧問には、教育学上の顧問として小西重直を、医学上の顧問としてもともと交流のあった三島通良を招聘した。三島は就学年齢を満6歳とすることを主張しており、澤柳はそれに賛同していた。したがって、成城小学校における二重学年制を採用し、実験調査を行う上で、三島の助言を必要としたのであろうと思われる。

さて、ちょうどその頃、広島高等師範学校において「生年月と学業成績との関係調査」と称する一つの調査研究が行われていた。

この調査研究は、1917（大正6）年11月3日から7日まで行われた第三回全国小学校教育研究大会において発表された。それは、170校以上の学校に在籍する約64000名の児童に対して行われた大々的なもので、読方と算術と図画の学力調査を行ってその成績と生まれ月との相関関係を調べたものである。その詳細は、広島高等師範学校の研究誌である『学校教育』で報告されており<sup>(15)</sup>、その結果から二重学年制の正当性と、単学年制であっても月齢による子どもの能力の差異について、教育的に配慮すべきであることを主張するに至っている。

それを受けて翌1918（大正7）年に再び調査研究を行い、第四回全国小学校教育研究大会において発表され、詳細は同じく『学校教育』第67号（1919（大正8）年2月）で報告されている<sup>(16)</sup>。いずれも、結論としては二重学年制の正当性を認めるものであり、実際に広島高等師範学校附属小学校においては、二重学年制を採用することとなった。

この二年間にわたる調査報告は、後に『生月と学業成績との関係調査、其の結論としての学年制の新提唱』（広島高等師範学校「研究要報」第一巻、1920（大正9）年4月）という形で世に出た。澤柳は、「広島高等師範学校附属小学校の一新研究を評す」において、「本研究の教育上に及ぼす影響としては或は二重学年制の主張ぐらひのものであるかも知れない」としつつも、「私の見て以て教育的文献として永久の価値ある一発表」であり、「用量は小さいが、慥に研究なり調査なりといふ名を冠することの出来る、永く参考としての価値ある立派なものである」

と非常に好意的な評価をしている<sup>(17)</sup>。

またこの調査報告は、当時の全国の小学校教員たちにとっても非常に興味深いものであったようで、雑誌『小学校』の主幹であった岸田牧童は、次のように賞賛している。

昨年〔大正6年—引用者〕広島高等師範学校に於て開催された全国教育研究大会に於て、児童生年月と学業成績の関係を調査せられたる結果が示されたが、現在の単一学年編成の弊を語るものとして、二重学年制実行の念を痛切に感じたのである。然るに偶々澤柳博士の成城小学校に於て二重学年制の実行を見るに及んで、私の年来の主張が端なくも東都の一私立小学校に於て澤柳博士に依りて実地に試みらるゝに至つたのを衷心欣んでるのである。<sup>(18)</sup>

子ども一人一人の個性に即した教育を行うのであれば、個別指導がもっとも理想的な形である。そうでないとすれば、より均質の学級での教授が必要不可欠である。もし、それが生まれ月によって異なるのであれば、でき得る限りその差異を小さくするために、二重学年制を採用する必要がある。成城小学校はそれを可能にしたのであり、広島高等師範学校の調査は、その正当性、つまり二重学年制が少なくとも児童の発達と学級における集団指導とを両立するための一つの有用な手段であることを、いわば科学的に証明したのである。

## (2) 澤柳の「発見」：学年始期の問題

さて、澤柳は成城小学校におけるこの二重学年制の採用によって、思わぬ新発見をしたことを発表している。1918（大正7）年3月25日発行の『教育時論』の雑欄に「実際教育上の新事実発見」と題した澤柳の論説が掲載されている。記者による付記によると、春季学年と秋季学年のそれぞれの1学期終了時（春季は7月、秋季は12月）に行つた試験の成績を比較したところ、同一の教育を行つたにもかかわらず、秋季学年のほうが成績がよかつたという結果を受けて、「知能の発達は寧ろ身体の充実する秋と冬の二期ではあるまいかと思はれる。殊に進入及進級時は気分が變つて最も熱心に勉強する時であるから其好期間を頭脳の散漫な春期に置くのは非常な損失であらうと思ふ」と述べ、そこから「小学校も

中学校も九月を学年開始期」とすることを主張している<sup>(19)</sup>。

しかし、この「新発見」は非常にセンセーショナルなものであったにもかかわらず、その後成城小学校の中でも追試・確認をした者はおらず、本当に秋学年の児童の方が成績がいいのかという問題については棚上げとなってしまったようである<sup>(20)</sup>。

その理由として考えられるのは、この問題が学校教育制度を超えてあまりに大きすぎることで、後に詳述するように、成城小学校における二重学年制がいわゆる「並行学年制」としてのそれではなく、子どもの発達を第一に考えた進級システムを伴ったものであったためであるということがいえよう。次に、この成城小学校の進級システムについて述べることにする。

### (3) 成城小学校における「超級」と「降級」：子どもの発達に応じたクラス編成の試み

さて、成城学園の元教員である小宮巴が残した学内の文書には、1920（大正9）年3月25日付の記録に「超級者16名、降級者6名」に対して通知を出したことが記されている<sup>(21)</sup>。これより以前の記録や報告には、こうした超級や降級に関するものは見当たらないが、実際は創設当初から超級（飛び級）と降級（落第）が行われていたようである。

成城小学校創立十周年を記念して編纂された『現代教育の警鐘』に収められている共同研究「漢字教授の研究」には、研究対象となったクラスに関する情報として次の注が付されている。

当校創設の際、一学年を二学級募集し、入学当時の学力によつて、桃組（優）と桜組（劣）の二組とした。本学期になつて、桜組の学力優秀のもの六名を桃組に編入し、一名は成蹊学校より転校したもののあつたため人員七名の増加を見ることになつたのである。<sup>(22)</sup>

二学期より人員が四名減じたのは四名の中一名は学力優秀のため、三学年程度の松組へ進級し、一名は、海軍軍人の子で、父が横須賀へ転勤したため、神奈川県、鎌倉校へ転校、残りの二名は病欠<sup>(23)</sup>

これらの文章を見る限り、成城小学校においては二重学年制と連動して、超級と降級というクラス移動を伴った進級システムがあったことがわかる。つまり、成城小学校においては子どもの個性をその教育において最大限に尊重するためには、入学時における二重学年制は当然のこととして、その発達状況によって超級・降級の措置が容易となる進級システムが不可欠であると考えていた。この考えは、澤柳以下当時の訓導たちも共有していたと考えられる。

成城小学校における超級と降級、特に降級について明確に記されているのが、1923(大正12)年に出された『成城小学校 附成城第二中学校』である。ここには、成城小学校における超級と降級について、次のように述べられている。

所謂落第は学校と其の児童本人並に家庭とにとりて常に起る悲劇であるが、心身の教育の遅いものが、他に遅れるのは当然のことで唯其の遅れる程度が普通の一年であることをその二倍の二年も要するといふのは蓋し自然でもあるまい。秋季、春季の学年になつて居れば約半年の遅れですむこととなる。<sup>(24)</sup>

つまり、成城小学校における二重学年制は、他の場合とまったく異なったものであったことが分かる。本来二重学年制とは、春学期に対する秋学期を新たに設置するという、いわゆる「並行学級」(parallel class)のことであり、その背景には、小学校は子どもの生理年齢に従った学年制にのっとりて進級するものであるという常識があった。しかし、成城小学校においては、進級は子どもの生理的かつ精神的な年齢にしたがってなされるべきであり、それこそが一人一人の個性を尊重することであるという考えに基づいて行われていた。それは、1年ではなく半年ごとに進級の判断を行い、さらに児童一人一人の発達具合に応じて超級と降級といったクラスの移動を容易にすることによってはじめて可能となるのである。これは、本来中学校以上で行われるべき「半年進級制」の小学校への採用であった。

実際、ほとんどの場合、秋組から同学年の春組あるいは春組から一つ上の学年の秋組といった、半年分の超級あるいはその逆パターンの降級である。しかし、それ以上の学年の移動もあったようである。たとえば『教育問題研究・全人』には、次のような児童の文章が残されている。

次に僕にとって喜ぶ、又他の三友にとつても喜ぶべき進級の思ひ出は、十二月一日僕等桜組三人桔梗組一人は櫟組進級した。桜組の諸君は僕等を胴

上げて櫟の教室に送られた時、今迄の努力は報ひられたと思つた。小学生時代は今や終わらんとしてゐる。次には中学生時代が待つてゐる。<sup>(25)</sup>

これを見る限り、この年度は、12月の段階（実際には11月）で審査が行われて、新学期から変更となつたということが分かる。資料によると、1928（昭和3）年度に小学5年春組の児童3人と小学5年秋組の児童1人が、その年の12月に小学6年春組の櫟組に「超級」となり、翌年4月に中学校に進学したことになる。つまり、桜組だった児童はまる1年、桔梗組だった児童は1年半の超級を果したたのである。

要するに、成城小学校における二重学年制は、子どもの能力を正確に判断し、その発達具合に応じてクラスの移動を容易にする進級システムである「超級」と「降級」を前提とすることによって、はじめて成立するものであつたのである。

### 3. 初等教育と中等教育との連携

#### (1) 「抜擢進級」の登場

前章において、開校当初における二重学年制に対する期待と、その実施状況について述べていった。しかし本来二重学年制は小学校段階だけでは完成せず、卒業後の進学にも関わる制度である。そこで、臨時教育会議の答申を受けて1919（大正8）年2月7日に中学校令が、同年3月29日には中学校令施行規則が改正され、中学校の入学資格は、「尋常小学校第5年の課程を修了し、学業優秀かつ身体の發育十分にして中学校の課程を収むるに足ること」を学校長が証明した者については入学試験の受験を可能にした。これは「抜擢進級」と呼ばれ、当時非常に肯定的に捉えられた。

1020（大正9）年、帝国教育会において第八回全国小学校教員会議が開催された。そこでは、この「抜擢進級」に関連した二重学年制への肯定的言及がある。澤柳の文章からそれを拾ってみよう。

今度帝国教育会主催で全国小学校教員会を開いたが、其の審議した問題が十問ばかりであつた。其の三問題はそれへ独立に調査委員を設けて調べたが、不思議にも何れも二重学年制を実施すべしといふ項がある。即ち「最近の改

正により尋常小学校第五学年の課程を修了した者の中学校入学に関する実行上の利害及之が実行上必要な注意如何」といふ問題の解決の一項に「二重学年制を実施し、抜擢進級せしむること」といふのがある。又似てゐる問題に「尋常小学校に於ける児童抜擢進級の可否如何」といふのがあつたが、其の審議の結果に「抜擢進級を可と認む、其の施行には二重学年制の実施を便利なりと認むる」とある。又、「学級教授と個人指導とを調節すべき妥当なる方案」に対して「事情の許す限り二重学年制を実施すること」といふのがある。

かく各方面から考へて二重学年制は漸く其の実施の必要を認められつゝあると思はれる。<sup>(26)</sup>

先行研究が指摘するように<sup>(27)</sup>、小学校における二重学年制の議論が児童の発達状況に合わせた指導を可能とするための議論であつたのに対して、中学校における議論は、個々の生徒の発達よりも進学および進級の問題としての議論をも否応もなく含まざるを得なかつた。そのための中学校令および施行規則の改正とも言える。この帝国教育会の議論は、まさにそうした中学校との連携の観点からの「抜擢進級」のために二重学年制を求めるといふものであつた。

このような状況の中で、中学校としては当初は反対の動きを見せてはいたものの<sup>(28)</sup>、1925（大正14）年、帝国教育会主催の第二回中等教育協議会において「中等学校以上に複学年制度を採用スルを可とス」る答申を出し<sup>(29)</sup>、「複学年制度」すなわち「所謂二重学年や半年進級制」<sup>(30)</sup>を認める方針を出した。さらに、秋季学年の場合は「尋常小学校第六学年卒業以上の者及び小学校六学年在学者にして年齢十二年以上の中より採用すること」<sup>(31)</sup>という制限をかけて、小学校5年修了後直ちに中学校入学というのではなく、二重学年制を前提とした進学のみを認めるという形にしたのである。

実際、二重学年制は、小学校では完成せず中学校とリンクしなければ成立しない制度であり、澤柳も当初からその点を指摘していたにもかかわらず、結果的には中学校での二重学年制はできなかった。その代替案ともいふべきものが、抜擢進級、すなわち小学校5年修了からの中学校進学だったのである。

## (2) 成城第二中学校の設立

ところで1921（大正10）年度は、小学校が創設されたときに2年生で入学してきた当時松組の児童たちにとって最終学年であった。彼らとその保護者たちにとっては、その後の進学が重要な関心事であったにもかかわらず、成城小学校の性格上、各自で進学準備は考えなくてはならなかった。必然的に、進学のために成城小学校を離れる児童が続出した。卒業生の回想には次のようなものがある。

小学校時代よく遊んだ友達のうち相当数の人は五、六年頃に他の小学校に転校した。今思うとこれは小原式教育ではとても家の子はよい学校へは行けぬと考える空気が父兄たちの間にあったような気がする。<sup>(32)</sup>

しかし、もちろん中には成城小学校と連続する中学校を求める保護者も少なかつたため、訓導たちが澤柳に直談判して、その了承を得ることができた。当時のことを6年生担当の訓導であった平田巧は次のように語っている。

最後に、六年になったのは六人にして、（中略）その六人が第一回の卒業生で、その卒業式が済んで、沢柳先生が欧州戦後教育の視察に行かれることになり、その留守中に、これをどうしようかということで、小原先生やみんなと、中学校を作らせていただきたいということを僕に言い出せということになった。僕は六年生を持っていたからです。それで先生の送別会の席で、先生に、第一回の卒業生がお留守中に出ますから中学を作らしていただきたいということを言ったんです。そうすると、しばらく考えておられたけれども、やってみるかなと言われたんです。それがもとなんです。<sup>(33)</sup>

当時主事であった小原國芳は、「学園小史」の中で澤柳に「やれるならやつて見給へ」と言われたと述べているが<sup>(34)</sup>、この証言によると、事実はやや異なり、澤柳がかなり積極的に中学校経営を考えていたことが分かる。私家文書のうちの「成城中学校」と題したメモには最初の行に「研究学校」、最後に「出校の抱負—理想学校にあらず、中学教育の改良、世界への貢献」と書かれており、成城小学校と同様の研究的学校とする意気込みが感じられる<sup>(35)</sup>。

成城小学校においては、創設の当初から二重学年制を教育の大きな特徴として採用し、各学年とも春組と秋組が一クラスずつ作られた<sup>(36)</sup>。そのうちの秋組は9

月入学であり、進級も9月であったが、卒業は同じ学年の春組と同様、3月であった。つまり、秋組は実質半年で最終学年を終えることとなったのである。それが可能となったのは、小学校5年修了後に中学校へ進学できるという「抜擢進級」制度の恩恵ともいえた。

成城小学校の第1期生である松組は春組のみの一クラスであり、1922（大正11）年に彼らが卒業を迎えたときは、その問題はまだ現実のものではなかった。しかし第2期生は、春組の桜組と秋組の椿組があった。そこで、結果的に椿組は実質5年半で卒業し、中学校に進学した。それ以降、成城小学校においては、秋組は5年で卒業することが慣例となった。たとえば、次のような卒業生の家族による証言でそれは明らかである。

その頃、四月入学は春組、九月入学は秋組と申しておりました。秋組は五年生で卒業します。その後二人の妹も成城つ子になって嬉しそうに通学しました。（中略）才能のある人は、どんどんと勉強をすすませて居られるようでした。一年生の妹の組に入学した生徒さんが、三年も飛び越え、弟の組になって勉強されてました。<sup>(37)</sup>

ただし、確かに秋組は5年半で卒業してそのまま中学校へと連絡して行くのであるが、それはいわゆる「超級」とはまったく異なる意識で行われていた。先に引用した『成城小学校』には、次のように述べられている。

秋季学年では卒業が七月である為め今日のごとく中学校が四月始業の制度では之に入らんとするに翌年三月まで半年余り間隙が出来る。此の事は秋季制度にとり不利不便のやうであるが考へやうにとつては其の利点とも云へる〔。〕此の間に補習科を置いて十分教育的に効果ある利用法が講ぜられると思ふ。即ち各個人の必要に応じて其の足らざるを補ふことも出来るし、或は義務教育により完全にすることも出来る。試験準備といへば稍語弊があるが。上級学校へ入つて十分の余裕を以て学修することの出来るやうに此の期間を利用して教育することもよからう。又或は全然心身の涵養期に充てる事もよからう。<sup>(38)</sup>

ここからは、秋組の児童は最終学年も7月まで完全に終えて、その後中学校入学までの半年間を入学試験のための準備期間、あるいは完全なモラトリアム期間

に充てることが期待されていたことが予測される。しかし実際には、成城小学校を卒業するとほぼ全員が成城第二中学校（七年制成城高等学校が創設された1926（大正15）年度からは成城高等学校尋常科）に進級しているため、入学試験の準備等に費やすことはない。そして、ある時期まで小学校卒業時と中学校入学時のクラス名およびそのメンバーはほとんど変わっていないのである。以下の表1はそのことを明らかに示している<sup>(39)</sup>。

表1 小学校卒業クラスと中学校入学クラスの比較

卒業・入学年度	小学校卒業クラス	中学校入学クラス	備考
大正11年	松	松	第1期生
大正12年	桜・椿	桂・柏	中学校でクラスの名称のみ変更
大正13年	藤・桃	藤・桃	
大正14年	菊・梅	菊・梅	
大正15年	堇・楓	堇・楓・銀杏※1	この年に成城高等学校（砧）創設
昭和2年	桐・萩・葵※2	桐・萩・椿	この年に成城高等女学校創設
昭和3年	柳・竹・竹A/B	柳・竹	昭和3年度より牛込から砧へ移転※3
昭和4年	櫟・芙蓉・松	梅・松	

『教育問題研究』および各年度の『父兄名簿』より作成

※1 中学校の「銀杏組」は、小学校から中学校へ進学するための特別クラスで、『父兄名簿』に掲載された生徒8名のうち、春組の堇組出身者が6名、秋組の楓組出身者が2名、残り5名は外部（前年度途中の編入者か否かは不明）出身者である。『全人』第5号（1916（大正5）年12月）に「小・中間の特別級」として記述がある。

※2 砧の成城玉川小学校に設置されたクラス。1928（昭和3）年度の「竹A/B」も同様。

※3 1927（昭和2）年12月24日の澤柳死去に伴い、成城小学校は翌1928（昭和3）年4月に砧へ移転した。

表2 中学校および高等女学校入学時と小学校卒業時のクラス名照合

中学校・高等女学校入学時のクラス名	小学校卒業時のクラス名
大正15入学堇（29）	堇（17/30春）※1 その他（12）※2
大正15入学楓（29）	堇（1/30春）楓（11/27秋）砧6年（5）その他（14）
大正15入学銀杏（8）	堇（1/30春）楓（2/27秋）その他（5）
S2入学桐（36）	桐（18/29春）砧葵（12/18）その他（6）
S2入学萩（34）	萩（11/29秋）砧葵（2/18）その他（19）銀杏（中1降級）（2）
S2入学椿（30）	桐（9/29）萩（7/29秋）砧葵（5/18）その他（4）銀杏（中1降級）（5）
S2入学高女百合（20）	砧葵（6/18）牛込柳（4/29春）※3

S3 入学柳 (26)	牛込柳 (4/30 春) 牛込竹 (5/26 秋) 砧柳 A (4/21) 砧柳 B (5/22) その他 (8)
S3 入学竹 (37)	牛込柳 (4/30 春) 牛込竹 (7/26 秋) 砧柳 A (5/21) 砧柳 B (7/22) その他 (13)
S3 入学高女紫苑 (20)	牛込柳 (2/30 春) 砧柳 A (5/21) 砧柳 B (5/22) その他 (8)
S4 入学梅 (35)	樫 (17/32 春) ※4 芙蓉 (10/32 秋) その他 (8)
S4 入学松 (32)	樫 (3/32 春) 芙蓉 (3/32 秋) 松 (3/22 不明※5) その他 (24)
S4 入学高女芙蓉 (27)	樫 (6/32 春) 芙蓉 (8/32 秋) 松 (6/22 不明) その他 (7)

各年度の『父兄名簿』より作成

- ※1 「董 (17/30)」は、前年度春6年董組30名のうち17名が中学校の董組へ入学したことを意味する。以下同じ。
- ※2 前年度の『父兄名簿』に掲載されていない生徒名についてはすべて「その他」とした。したがって、この中には他小学校からの入学者だけではなく、前年度の途中から成城小学校に在籍した生徒も若干含まれるが、便宜上「その他」に分類した。
- ※3 柳組は当時5年生。柳組からは、5年生から超級して高女へ進学した児童と6年生卒業を待つて進学した児童がいた。
- ※4 桜組および桔梗組（ともに1928（昭和3）年度は5年生）から樫組に超級した者4名を含む。
- ※5 1928（昭和3）年度に新たに作られたクラスで、22名在籍のうち前年度初めから成城小学校に在籍していた児童は4名（うち小4が2名、小5が2名）のみ。

表2は、現存する1925（大正14）年度以降の『父兄名簿』からわかる小学校から中学校・高等女学校への進学の状況を児童・生徒数からより詳細に表したものである。

これらの表から、成城小学校を卒業した児童は超級・降級しない限り、ほとんど交わることなく中学校に進学していることが分かる。

ところが、1927（昭和2）年12月24日に澤柳が逝去したことにより、1928（昭和3）年度からはその原則が崩れ始めた。その傾向は、1929（昭和4）年に小原國芳により玉川学園が創立したときに顕著となっている。さらに、翌1930（昭和5）年4月に正式に小原が成城学園の各校長に就任したのに伴い、小原自身による成城学園教育改革案が出されたことにより、小学校と高等学校尋常科のクラス分けが適しなくなった。つまり、小学校の延長としての中学校ではなく、「Aは高等尋常科を四年で終える組、Bは五年で終える組」<sup>(40)</sup>と、当時の教職員が証言しているように、成城高等学校の尋常科として、学力別のクラス編成になったのである。このことは、小学校のクラス分けと中学校のクラス分けがその論理を全

く異にすることが表明されたことを示している。さらに、実際には澤柳が死去した直後、昭和3年度からそうした学力別クラス編成となっていたのである。<sup>(41)</sup>

要するに、澤柳の死去後、砧への移転に伴って、1922（大正11）年の成城第二中学校の創設以来、連続していた小学校と中学校の二重学年制が完全に切れてしまったといえるのである。

### (3) 二重学年制の「完成」

しかし、この改革によっていったん連携が切れた「二重学年制」であるが、1932（昭和7）年卒業予定の「椎組」（秋組）の卒業生から中学校との連絡協定ができたことにより復活したことが、次の報告記事から分かる。

成城の二重学年は創立当初からの大問題であつたが、その実行は小学校丈に止まり、中学部、高等部の増設に伴ひ、種々なる不便を余儀なくせられたのであるが、今回中等部にも秋組制度の協定なり結局現在の椎組（普通学年三年間〔<sup>マ</sup>〕）からこれを実行することとなり、椎組は今秋より自学案で組織さるることとなつた。以下各学年の秋組入学生は全部秋の卒業を見ることになり、直ちに中等部に連絡し此処に二重学年は一段の完成を見たことになる。<sup>(42)</sup>

#### 五、秋組教材の連絡について

今年度卒業の秋組は、女子に限つて委託授業の形になるのであるが、小学部に於ける学習課程については何等の変更に加へないこと<sup>(43)</sup>

この復活によって、成城小学校と高等学校尋常科および高等女学校との連携という形での二重学年制は、成城学園の特色のひとつとして改めて出されることとなった。

しかし、1933（昭和8）年の夏に起こった「昭和八年成城事件」により、秋組の募集が不可能となり、結果的に成城学園における二重学年制そのものが廃止されてしまったのである。

## 4. 成城小学校における二重学年制の終焉

### (1) 成城小学校における「秋組」の実際

では、成城小学校における二重学年制は、実際は成功していたのであろうか。旧教職員であった松本浩記は、秋組の実情として次のように証言している。

当時私は秋組を持っていましたが、その秋組の生徒というのは春組に落っこった生徒で、春に入れなかった生徒が秋組にどかっと押し寄せてくる。したがって知能が低いし、また手がかかる。それはお話にならないくらい、春と秋との差があったのですよ。<sup>(44)</sup>

この証言が正しければ、本来ならば4月2日から9月2日までに出生した児童を受け入れるはずの秋季学年が、実際は春組に合格できなかった児童たちの敗者復活戦的な存在となってしまったということになる。

この学力差は、恐らく払拭できないほどの大きさであったと思われる。成城小学校では、ドルトンプランが独自の進化を遂げ、自学学習が行われたが、それは、5年春組、6年春組および6年秋組に限られた。それらのクラスは「自学組」と呼ばれた。つまり、5年秋組は実質的には4年生と変わらないものであったといえる。

また、別の証言には次のようなものもある。

秋組といふ組織は学科の配列が春組と同じである場合季節的な考へによつてうんとかへられねばならず、少なからず取捨選択に苦心したのである。

理科国語、数学等秋組相当の教科書の必要を考へ今に出来る機運になつてゐる。<sup>(45)</sup>

先に紹介した松本浩記の証言にもあるように、現実には4月2日から9月2日までのいわゆる「遅生まれ」の子どもだけではなく、春組の受験に失敗したりベンジ組も秋組に入学してきたようである。したがって、学力的に春組の子どもに対して低く、高学年になっても自学をすることができないほどであったらしい。この時期になると、澤柳が期待し、澤柳主導で初期成城小学校において行われた二重学年制とはすでに全く別物になってしまっていたことがよく分かる。これが、成城小学校における秋組の実態であった。

つまり、成城小学校における二重学年制の試みは、澤柳の意図とは全く別の方向へ向かってしまい、さらにその先の高等学校尋常科や高等女学校との連携も構築できないままに、その終焉を迎えざるを得なかったのである。

## (2) 二重学年制に伴う進級システムの教育効果への疑義

また、二重学年制に伴う超級や降級に対しても、疑問を持つ者がいたようである。卒業生の一人が、次のような回想を記して二重学年制に伴う超級に対する疑問を呈している。

私が萩組から桐組に移ったのは、いわゆるとび級であろうが、その理由については全く関知していない。このようなとび級は時々行われていたようで、その後四年のときかにも、萩組から三人桐組に移った人達がいる。またその頃桐組から半年上の楓組に四人程移った。これらはいずれもとび級である。このとび級の功罪についてはいろんな考えがあるが、本人にとっては、その能力の一部については、上の級に伍していけても、全部についてそうとは肉体的、学力的にいけないから、相当の負担、マイナス面は免れないし、また原級に止る者に対して、その級のいわば有力メンバーがいなくなるための無力感、はりあい抜け、そして沈滞が生じることは見逃すことができないと思う。<sup>(46)</sup>

子どもの発達を念頭に置いたクラス編成や進級システムを考えた場合、成城小学校における二重学年制および超級や降級の進級システムは、理想に近いものであったに違いない。しかし、当の子どもの感情やクラスの雰囲気といった、学級文化ともいうべきものを考えた場合、その措置が妥当なものであったのかということは、検討を要するものであったのではないだろうか。もし、この点について成城小学校において「研究」したならば、あるいは別のシステム構築がなされた可能性も否定できない。

その根拠となる証言が、当時成城高等学校尋常科主事であった仲原善忠によってなされている。仲原は、『成城学園廿五年史稿』の中で、成城小学校で行っていた二重学年制について、次のように総括している。

成城小学校でも秋季学年卒業者には、次年の四月まで補習を行う予定であったが、実際は、これに反し五年半の四月を以て卒業させ、中学校に進められた

め、中学校入学後の成績は概して良好と言い難く、この試案を強く支持する根拠は薄弱となって来た。児童の学力認定に対する甘さと親の希望に抗しかねた結果と考えられる。<sup>(47)</sup>

また超級制度についても、澤柳の意図とは異なる運用の結果、「小学校で超級した者が、中学に進むと、中以下に堕ちた者も二、三に止らず、超級したために学習困難に陥った生徒も少なくなかった」と当事者として批判を加え、小学校における超級制度が1931（昭和6）年に廃止されたことを報告している<sup>(48)</sup>。

とはいえ、秋組の実態や中等教育との連携といったさまざまな問題点を含みこんでいたにせよ、初期成城小学校におけるこの二重学年制や進級のシステムについての「実験」は、非常に大きな足跡を残したものであったといえるのではないだろうか。

## 5. おわりに

渡部は、二重学年制を実施しながらも後に廃止した各校の事情について、次のようにまとめている。

富山県・富山市の場合は「中等学校入試との連携」問題での保護者の批判（『富山県教育史』）、広島高師附属小のばあいは「教科書の未完成」による教授上の不便と「中等学校との連絡」問題（『広島高等師範学校附属小学校・開校二十五年史』）、女子学習院の場合は「高等科」に「秋学年」を設置することの財政問題、成城小の場合は「学園紛擾」の余波だったようである（『成城学園五十年史』）<sup>(49)</sup>

つまり、いずれも上級学校との連絡や財政上の問題が主な理由であり、実際の教育の中身や子どもたちの発達との関係からの廃止ではなかった。渡部も「学校制度論としてはアーティキュレーションが共通問題であったと言えるが、『個性尊重の教育』論としての意義を否定する議論がなかったことは注目すべきことであった」<sup>(50)</sup>と指摘している。

実は、これは重要な指摘である。というのは、澤柳の行った初期成城小学校における二重学年制は、まさにこの「個性尊重の教育」から直結した課題から生ま

れたものであり、そこには自ずとアーティキュレーション上の問題、即ち進級システムの構築が必要となることを認識していたからである。

つまり、子ども一人一人の発達という視点から学校教育を捉えるときにこそ、二重学年制という制度は、必要不可欠な制度的保障として浮かび上がるのである。だからこそ、澤柳は成城小学校の設立当初から二重学年制を取り入れ、それが正しいか否かを実験的に行ったのである。さらに彼は、そこにアーティキュレーション上の問題を解決する手段として、子どもたちの卒業時に、小学校教育の延長としての中学校という位置づけをすることにより、更なる制度保障をしようとしたと考えられる。しかし、それは必然的に七年制高等学校や高等女学校をも含みこんだ総合学園への指向を余儀なくされることとなり、さらには澤柳の死去に伴う学園内の制度変更の中で教育内容上連携が切れてしまったのである。

また成城小学校における二重学年制そのものも、直接的には1933(昭和8)年の成城事件によって学園の存続が危ぶまれた中での学園の教学体制の改革において終焉を迎えたのであるが、おそらく先に見た通り、本来の趣旨から大きく変質したとして、遅かれ早かれ廃止される運命にあったのではないかと思われる<sup>(51)</sup>。

とはいえ、結果的に失敗に終わってしまったものの、成城小学校における二重学年制とそれに伴う進級システムの構築という壮大な「実験」は、現代の言葉に置き換えれば、まさに現代の「小中連携」や義務教育のあり方を考える上での一つの重要な研究であったといえるのではないだろうか。

## 注

- (1) 平成9年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)報告書、1999(平成11)年
- (2) 兵庫県立大学『人文論集』第48巻所収、2013(平成25)年3月
- (3) 『日本教育史学会紀要』第7号所収、2017(平成29)年3月
- (4) 飯田市歴史研究所『飯田市歴史研究所年報』第11号所収、2013(平成25)年
- (5) 柏木前掲注(2)83頁
- (6) 『帝塚山学院四十年史』1956(昭和31)年、27～28頁。
- (7) 柏木前掲注(2)83頁
- (8) 同上

- (9) 柏木前掲注 (2) 85 頁
- (10) 渡部「二重学年制と半年進級制を考える」前掲注 (1) 所収、9 頁
- (11) 澤柳政太郎「学齡改正案について」『現代教育』第 12 号 (1914 (大正 3) 年 8 月)、『澤柳政太郎全集』(以下『全集』) 第 4 卷、国土社、1975 (昭和 40) 年、40～41 頁
- (12) 澤柳「この問題は暫く御預りにせよ」『教育界』第 13 卷第 9 号 (大正 3 年 7 月)、『全集』第 3 卷、222 頁。傍線は引用者。
- (13) 澤柳「新しい学校」『教育問題研究』第 5 号、1920 (大正 9) 年 8 月、『全集』第 4 卷、204 頁
- (14) 藤本房次郎「新たに開校せる成城小学校の実況」『帝国教育』第 418 号、1917 (大正 6) 年 5 月。なお、成城学園教育研究所所蔵の「小宮資料」の未整理分より「二重学年制即ち秋季学年制実施についての趣意」が、つい最近発見された。これは冒頭に「今秋から秋季学年を組織することにした」とあるため 1917 (大正 6) 年 6 月頃に出されたものであると思われる (成城小学校における秋季学年制の開始は同年 9 月)。ここで、秋季学年を実施しているのが「僅かに京都府新潟県香川県の三府県、学校で云へば六校、学級で云へば十九学級に過ぎない」と示した上で、「経済上の顧慮さへ無用であったなら此制は必ず広く行はれたものであろう」と秋季学年制への期待を表明している。そして「秋季学年の制は児童心身の発育を基準として児童を教育せんとする上より考ふれば当然実施すべきものであらうと信ずる」と結んでいる。このことから、成城小学校における秋季学年採用の真意が十分読みとれる。
- (15) 「生年月と学業成績との関係調査」『学校教育』第 54 号 (1918 (大正 7) 年 2 月)
- (16) ちなみにこの共同調査研究報告者の筆頭に「教諭 鯉坂國芳」の名前がある。
- (17) 澤柳「広島高等師範学校附属小学校の一新研究を評す」『教育問題研究』第 4 号、1920 (大正 9) 年 7 月、『全集』第 4 卷、189～190 頁
- (18) 岸田牧童「速に二重学年制を施行せよ」『小学校』第 24 卷第 11 号、1918 (大正 7) 年 2 月
- (19) 澤柳「實際教育上の新事実発見」『教育時論』1186 号、1918 (大正 7) 年 3 月 25 日。この記事は、最後に「云々」と結ばれていることから、澤柳の署名記事ではなく、澤柳へのインタビュー記事ではないかと思われる。「I 同時代の資料からみた初期の成城」『成城学園百年史紀要』創刊号、2015 (平成 26) 年の 69 頁の注記も参照のこと。
- (20) この澤柳の報告について関心を持ったのが社会学者で東京帝国大学教授の建部遜吾であるが、彼は澤柳の実験報告を受けて、① 1 学年を 2 学期制とすること、② 学齡開始を平均満 6 年 6 ヶ月から平均満 6 年とすることという二点を提唱している (建部遜吾「学年開始期の問題」『小学校』第 25 卷第 7 号、1918 (大正 7) 年 6 月)。しかしこの提言について、澤柳が何らかの反応をしたという記録はない。あるいは、職員会等の場において言及していたかもしれないが、そうした証言も管見の限り見当たらない。
- (21) 小宮巴稿「成城学園沿革資料」第 1 号 (小宮資料 25) 所収。この文書は、小宮自身によって翻刻されたものが『成城教育』(1968 (昭和 43) 年 6 月) 第 4 号に掲載されており、さらに明らかな誤字・誤植を改めたものが『成城学園百年史紀要』創刊号 (2015 (平

- 成 26) 年) に翻刻されている。史料の詳細については同書史料解説 (62 頁) を参照されたい。
- (22) 平田巧・海老原邦雄・正木ツヤ・奥野庄太郎「漢字教授の研究」澤柳政太郎編『現代教育の警鐘』民友社、1927 (昭和 2) 年、48 頁
- (23) 前掲注 (22) 49 頁。文中「三学年程度の松組」は、1917 (大正 6) 年度当時はまだ 2 学年までしかない上、1918 (大正 7) 年度までは最上級学年は「梅組」と称しているため誤りであると思われる。
- (24) 『成城小学校 附成城第二中学校』1923 (大正 12) 年、7 頁。執筆は赤井米吉。
- (25) 田島恭二「卒業迄の深き印象」『教育問題研究・全人』第 33 号、1929 (昭和 4) 年 4 月、130 頁
- (26) 澤柳「二重学年について」『教育問題研究』第 4 号、1920 (大正 9) 年 7 月、『全集』第 4 巻、191 頁。『帝国教育』455 号 (1920 (大正 9) 年 6 月) の記事によると、上記の諮問はそれぞれ第二号議案、第三号議案、第四号議案である。
- (27) 渡部前掲注 (10)、12 頁
- (28) 同上
- (29) 『帝国教育』第 521 号、1926 (大正 15) 年 1 月、105 頁
- (30) 前掲注 (29)、93 頁
- (31) 同上
- (32) 吉田稔「私の思い出」(斎田喬、北島春信、遠藤欣一郎、庄司和晃、馬場正男編『成城・悪童物語 — 半込時代 —』(成城学園沢柳研究会、1974 (昭和 49) 年) 所収)、68 頁
- (33) 「成城小学校の誕生」『成城教育』第 4 号、1968 (昭和 43) 年、74 頁
- (34) 小原國芳「学園小史」『教育問題研究・全人』第 21 号、1928 (昭和 3) 年 5 月、3 頁
- (35) 澤柳政太郎私家文書〈1226〉製本 21-13
- (36) 当初 2 クラスであった 1917 (大正 6) 年 4 月に 1 年で入学した春組と 9 月入学の秋組の学年 (第 2 期生) は、1920 (大正 9) 年 4 月に行われた大々的なクラス替えの結果、春組である桜組と秋組である椿組に改組された。
- (37) 山本紀子「母の代理」『成城っ子』創立六十周年記念号 №41、1977 (昭和 52) 年 12 月、15 頁。傍線は引用者。
- (38) 前掲注 (24)、8 頁
- (39) 『成城学園同窓会名簿』を確認すると、第 2 期生の卒業生の中には小学校卒業クラスが桜組と椿組の他に柏組の卒業生が 6 名いる。柏組は本来中学校のクラスであるため、このことから、制度上は秋組も中学校 1 年として「抜擢進級」させるが、その中で小学校の延長上の教育を行っていた可能性があるかと推測できるが、それを証明するにはもう少し精査する必要がある。
- (40) 「(旧職員座談会) ②充実期に入った中学校 — 中学校小史 (二) —」『成城教育』第 9 号 (司会：田中光俊 (成城学園中学校長) 参加者：小野嘉寿男、久保利通、小蘭栄、小山周次、仲原善忠、西潟正、林石五郎、森源太郎) 発言者は仲原善忠。93 頁
- (41) 前掲注 (40)、94 頁。なお、1929 (昭和 4) 年度尋常科入学の梅組の同窓会誌である『臘梅』

第2巻(1933(昭和8)年4月)には、「学級日鈔誌(自昭和四年四月至昭和八年三月)」が収録されており、入学当時のクラス分けについて「学課の能力に依って組分するといふ学校の方針であるが、本学期中は、成城小学校より進入したものゝ中、成績のよいものを梅組とし、残りの者と他の小学校より入学したものとを合して松組とした」と記載されている(『臘梅』第2巻、成城高等学校梅組終了記念、1933(昭和8)年4月。傍点はママ)。

- (42) 「小学校同人消息」『教育問題研究・全人』第59号、1931(昭和6)年5月、124頁。ここでの「創立」がどの段階でのことをさしているのかは明らかではないが、恐らく「成城学園」が認可された1926(大正15)年か、もしくは砧に移転した1925(大正14)年(この年より開校記念日が設定される)を想定しているのではないかと考えられる。
- (43) 「高学年部会記録」『教育問題研究・全人』第80号、1933(昭和8)年2月。「今年度卒業の秋組」とは椎組のこと。
- (44) 「牛込の成城・砧の成城」『成城教育』11、1970(昭和45)年6月、85頁。当時松本は星組(1926(大正15)年秋牛込入学)主任。
- (45) 『教育問題研究・全人』第70号、1932(昭和7)年4月、133頁。報告者は当時白樺組(4年秋組)担当の植松芳次郎
- (46) 吉岡進「五〇年前の日々」、前掲注(32)、170～171頁
- (47) 仲原善忠述『成城学園廿五年史稿』(『成城学園教育研究所研究年報』第26集、2004(平成16)年3月)119頁。『成城学園廿五年史稿』は、1942(昭和17)年に仲原自身が成城学園の年史として準備していた口述筆記(筆記者は森源太郎氏)を基にしたとされる原稿(成城学園教育研究所蔵)の翻刻である(翻刻・解説は青柳恵介)。この原稿のさらに元となった草稿と思われるものが、現在法政大学沖縄文化研究所に「仲原資料」として残されている。それらの相違点等については、拙稿「仲原善忠『成城学園廿五年史稿』に見る年史編纂について」(『成城学園百年史紀要』第3号(2017(平成29)年3月)所収)を参照されたい。
- (48) 前掲注(47)118頁
- (49) 渡部「学年制『二元化』の是非」(渡部前掲書)17頁
- (50) 同上
- (51) ところで、1934(昭和9)年に出された超級児童についての文部省からの照会と成城高等学校からの回答に関する一連の文書が東京都公文書館に残されている。これは成城で行っていた超級の一端を明らかにするものではあるが、一方で「照会」という形式をとっているものの、実際は成城小学校における超級が修業年限および就学年限に関する規定である小学校令第8条、第32条、第37条に違反しているとして厳重注意するものであり、むしろこの時期から私立学校における教育の自由を制限する方向に向かっていたことを示すものと捉えるのが妥当であると考えられる。
- なお、史料は『成城学園百年史紀要』第4号(2019(平成31)年3月)96～101頁に「16. 成城高等学校在籍生の就学修了に関する照会関係書類」として翻刻されている。同書112頁の解説も参照されたい。